

富田林霊園 使用のきまり（令和7年4月1日以降許可の方）

富田林霊園では、ご使用される皆さんに気持ちよくお使いいただくため、次のようにきまりを定めています。また、お墓は代々引き継いでお使いいただくものです。ご家族とお話しいただき、下記について十分ご理解の上、ご使用ください。

【使用の制限について】

- ・ 墓所の永代使用を許可するもので、土地の売買ではありません。
- ・ 令和8年4月1日から、1世帯で複数区画のお申し込みが可能となりました。（複数区画使用についての詳細は別紙参照）
- ・ 富田林霊園は祭祀、工事等のために市長の許可を受けて臨時に使用する場合は、その本来の目的以外に使用することはできません。
- ・ 人の焼骨・遺髪・爪等の他、焼骨等を埋蔵してあった部分の土はお墓に埋蔵が可能です。（埋蔵する日が決まりましたら、埋蔵届等を提出してください。）

【使用権の承継（名義変更）について】

- ・ 祖先の祭祀を主宰すべき者が承継するとき。
- ・ 使用者から当該使用者の相続人に相続があったとき。（承継使用許可申請書等を提出してください。）

【維持費について】

維持費は、富田林霊園の共有部分全体を維持管理する費用にあてます。

※ 維持費の納付は、10年毎に10年度分を前納していただきます。

※ 維持費の年度は4月1日から翌年3月31日までを1年度とします。

【使用墓所の管理について】

- ・ 使用墓所区画内の清掃・除草及び墓碑等の管理は、使用者ご自身で行ってください。

【囲障（巻石）の設置について】

※使用区画に墓碑等を設置するときは囲障（巻石）を必ず設置してください。

※ 石材業者の指定はありません。巻石等設置について、下記の制限事項を設けています。

項 目	制 限 事 項
囲障（巻石）	高さ：墓所区割石（地面）から高さが 30 cm以下、境界からそれぞれ 1 cm控えること。 墓碑等を設置するときは囲障（巻石）を必ず設置すること。
盛 り 土	高さ：囲障の高さまで
玉 垣	高さ：囲障からの高さが 50 cm以下
墓 碑 等	高さ：盛り土面からの高さが 2 m以下
植 栽	高さ：2 m以下に整姿できるもの
墓碑の家名	墓碑の家名は使用者の姓とし、建立者名は使用者の姓名を記すこと。
墓碑の方位	第1区～第7区・10区 ⇒ 南向き 第8区 ⇒ 東向き 第9区 ⇒ 南東向き

【使用許可の取り消しについて】

使用者が次の事項に該当するときは、使用許可を取り消すことがあります。

- ・ 許可を受けた目的以外に使用したとき。
- ・ 使用権を承継する者以外に使用権を譲渡し、又は転貸したとき。
- ・ 使用の許可を受けた日から囲障を設置することなく 3 年を経過したとき。
- ・ 維持費を納期到来後 4 年間納付しなかったとき。
- ・ 他人に譲渡する目的をもって使用権を取得したと認めたとき。
- ・ その他、法令、条例、規則等の定めに違反したとき。

【墓所の返還について】

使用墓所を使用する必要がなくなったときは、墓石等を撤去し、原状に復してから墓所の返還届を提出してください。永代使用料・維持費の一部をお返しします。

◇ 令和7年3月31日までに使用許可の区画の永代使用料の還付金額

未使用の場合	既使用の場合
既納使用料の 5 分の 4 の額	既納使用料の 5 分の 3 の額

◇ 令和7年4月1日以降に使用許可の区画の永代使用料の還付金額

使用許可を受けてからの年数	未使用の場合	既使用の場合
3 年未満	既納使用料の 1 0 0 分の 6 5 の額	既納使用料の 1 0 0 分の 4 0 の額
3 年以上 1 0 年未満	既納使用料の 1 0 0 分の 5 5 の額	既納使用料の 1 0 0 分の 3 5 の額
1 0 年以上 2 0 年未満	既納使用料の 1 0 0 分の 5 0 の額	既納使用料の 1 0 0 分の 3 0 の額
2 0 年以上	既納使用料の 1 0 0 分の 4 5 の額	既納使用料の 1 0 0 分の 2 5 の額

※ただし、1 0 円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てる。

◇ 「既使用」とは、墓碑を建立している場合や焼骨等を埋蔵していることを言い、墓碑建立や埋蔵の事実がなく、囲障（巻石）だけが設置の場合は「未使用」となります。

◇ 維持費については、納付済期間のうち未到来の年度数に応じて精算して還付します。

（1 年未満の端数は切り捨て、1 年度の期間は 4 月から翌年 3 月）

（注意）返還届を提出した年度の維持費は還付の対象外となりますので、ご承知おきください。

【使用権の消滅について】

次のような場合には、**富田林霊園**の使用権がなくなります。

- ・ 使用者が死亡された日から 2 年を経過しても、祭祀を主宰する者がいないとき。
- ・ 使用者の住所地等、変更の届け出などがなく、居所不明となって 7 年が経過したとき。

上記の場合、無縁墓所とみなしその墓所の改葬を行い、墓所の物件を移転することがあります。

ご不明な点などございましたら、下記までお問い合わせください。

《お問い合わせ先》富田林市 市民人権部 環境衛生課

富田林市常盤町 1 番 1 号

TEL0721-25-1000 内線 143・147・149